

第15回 花と緑の景観まちづくりコンテスト 審査要領 (案)

令和4年4月

《まちづくり部門》

1 表彰

賞	数	賞品	副賞
最優秀賞	1	賞状 記念プレート	商品券 (2万円)
優秀賞	団体と個人 各1	賞状 記念プレート	商品券 (1万円)
景観賞	団体と個人 各1	賞状	商品券 (5千円)
まちづくり賞	団体と個人 各1	賞状	商品券 (5千円)
議長賞	1	賞状	商品券 (5千円)
参加賞	若干名		園芸肥料

2 審査基準

(1) 管理面	・花や緑の手入れとその周辺の清掃など、1年間を通じた取り組みがなされ、良好に管理されていること
(2) 街並みとの調和	・花や緑以外に造形物の活用、工夫など ・花や緑の設置方法の工夫など ・花や緑の場所選定 (効果的な場所) など
(3) デザイン性	・花や緑の数、種類、高さ、花や葉の大きさ、配色など
(4) 地域性	・花や緑は通行する多くの人々の目にふれることができるなど
(5) 取り組みの創意・工夫、独自性	・新しい発想や工夫を凝らした取り組み ・地域の課題や問題に沿った取り組み
(6) まちづくりへの貢献度、波及性	・活動をきっかけに新たな花や緑を創出するなど波及性のある取り組み
(7) 取り組みの継続性、発展性	・長く活動を続けられる仕組み、活動を拡げていく工夫
(8) 関西一魅力的な住宅都市との関連性	・独自の個性や魅力を活かし、生駒らしさを創出するまちづくりの取り組み

3 審査方法

応募のあった応募用紙を花のまちづくりセンターで取りまとめ、年3回 (5月・8月・12月頃)、メール送信もしくは郵送した資料をもって懇話会メンバーで審査します。

最終集計をもって、緑の市民懇話会で協議の上、各賞の候補者を生駒市に報告します。生駒市は、緑の市民懇話会の決定を尊重して、各賞を決定します。

新規の参加者等で懇話会メンバーの希望がある場合は、個別に日程を設定し、現地審査します。

緑の市民懇話会メンバー本人やその関係団体が応募した事例については、その委員は採点しないこととします。

《花と緑の魅力発信部門》

1 表彰

賞	数	賞品	副賞
最優秀賞	1	賞状	商品券（1万円） 花苗
優秀賞	1	賞状	商品券（5千円） 花苗
魅力発信賞	若干名	賞状	商品券（3千円） 花苗

2 審査基準

- (1) 周辺の緑化を推進している
- (2) 花と緑のまちづくりの魅力を発信している
- (3) まちなかのちょっとした空間を、そのまちに暮らす人たちやまちへ訪れる人たちにとって居心地のよい空間に変えている（ポーチプレイスメイキング※）

※ポーチプレイスメイキングとは、前庭（ポーチ）やバルコニーといった、住居とパブリックなストリートが接する空間での個人のちょっとした活動。

出展：「ソトノバ」HP 田村康一郎氏による記事から抜粋

審査方法

募集期間中に送られてきた応募作品の中から、花のまちづくりセンターにて一次選考したものを取りまとめて、メール送信もしくは郵送した資料をもって懇話会メンバーで審査します。最終集計をもって、緑の市民懇話会で協議の上、各賞の候補者を生駒市に報告します。生駒市は、緑の市民懇話会の決定を尊重して、各賞を決定します。

緑の市民懇話会メンバー本人やその関係団体が応募した事例については、その委員は採点しないこととします。